

## 2 クリーン・サープラスと包括利益

### 1. 純資産の部の表示の考え方

資産性をもつものを「資産の部」に、負債性をもつものを「負債の部」に記載するものとして、それらに該当しないものを「純資産の部」に記載することとした。この結果、「新株予約権」や「少数株主持分」は純資産の部に区分して記載することになった。

クリーン・サープラス関係を重視する観点から、純資産を「株主資本」と「株主資本以外」の各項目に区分することにした。

株主資本以外の項目「評価・換算差額等」は「新株予約権」、「少数株主持分」に、区分表示されることになった。

### 2. 評価・換算差額等

試験に出る

評価・換算差額等は、次の4つである。

#### その他有価証券評価差額金

企業が保有する有価証券のうち、「その他有価証券」に分類された有価証券の貸借対照表価額は時価（洗替法）によることとされている。このとき、帳簿価額と時価との評価差額を「その他有価証券評価差額金」という。

この評価差額は、全部純資産直入方式のときは全額を、部分純資産直入方式のときは貸方差額を計上する。

#### 繰延ヘッジ損益

ヘッジ対象の損益認識時点にヘッジ手段の損益認識時点を一致させる会計をヘッジ会計といった。このヘッジ会計において「繰延ヘッジ法」を採用した時に、ヘッジ手段を時価評価により認識したことにおける帳簿価額（取得原価）との差額を「繰延ヘッジ損益」という（第3章「金融商品会計」参照）。

#### 為替換算調整勘定

在外子会社の財務諸表（外貨建表示）を円換算する際に生じる貸借対照表の貸借差額を為替換算調整勘定という。この貸借差額は、為替差損益（当期の損益）として認識されるものではないので、純資産の部に表示されることとなった。

#### 土地再評価差額金

土地再評価法（平成10年3月に3年間の時限立法として成立。平成13年3月に期限を1年延長された）により、主として金融機関などに資本を計算上増強することを目的として、一定の要件を満たす上場会社について、土地を時価に再評価し、その評価差額を土地再評価差額金とし、直接貸借対照表の純資産の部に計上することが容認された。

### 3. クリーン・サープラスと包括利益

試験に出る

#### (1) クリーン・サープラス関係

貸借対照表上の「資本取引によらない純資産の年度の変動額」と損益計算書の年度利益である「当期純利益」が常に一致している関係をクリーン・サープラス関係（⇔印の関係）という。

